

議会議案第37号

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成29年 1 月 27日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	竹 田 ゆかり
同	同	上	保 坂 令 子
同	同	上	岡 田 和 則
同	同	上	西 岡 幸 子
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	渡 邊 昌 一 郎
同	同	上	上 島 寛 弘
同	同	上	松 中 健 治

(提案理由)

社会福祉法人に対するすべての助成を本条例に適用するため、必  
要な事項を定めるものである。

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉法人の助成に関する条例（昭和40年3月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（適用）

第6条 この条例の規定は、社会福祉法人に対するすべての助成について適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人の助成に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。